

令和4年度 さいたま市立 放課後児童クラブ 入室のご案内

■申込みについて

入室希望月	受付期間	受付場所	受付日時
4月	1次申込み 令和3年11月12日(金)～ 令和3年11月30日(火) ※受付時の不足書類は令和4年1月12日(水)までに各区支援課へご提出ください。 ※令和3年10月1日(金)以降 令和4年4月30日(土)までに転入予定の方は、令和4年1月12日(水)まで申込みを受け付けます。	各区支援課 児童福祉係	月～金(※土日祝日は除く) 午前8:30～午後5:15 ※ただし、11月28日(日)のみ、午前8:30～午後5:15に受け付けます。
	2次申込み 令和3年12月1日(水)～ 令和4年2月14日(月)	第1希望の 放課後児童クラブ	月～金(※土日祝日は除く) 午後1:30～午後7:00
	随時申込み 2次申込み期間以降に申し込まれた方については、欠員が生じた日の翌週に随時選考を行いますので、希望がある方は早めにお申し込みください。	各区支援課 児童福祉係	月～金(※土日祝日は除く) 午前8:30～午後5:15
5月以降	随時申込み 入室希望日の1か月前～ 入室希望日の属する週の前々週の最終開庁日まで		

※放課後児童クラブでの受付は、1次申込みのみとなります。2次・随時の申込みや不足書類の受付はできません。

※支所・市民の窓口での申込みの受付は行っておりません。

※令和4年4月入室1次申込みについては、郵送による提出も可能です。申込書等を郵送される場合は、必ず次ページをご確認ください。

※申込書は入室を希望する期間の最終日まで有効となります。入室希望日に入室できなかった場合、新たに提出する必要はありません。

※第1希望クラブは、原則通学区の小学校の児童クラブになります。転居や就学指定校の変更等で指定校外のクラブを希望する場合は、各区支援課までお問い合わせください。

※民設の放課後児童クラブは各クラブに直接お問い合わせください。

■選考について

選考区分	選考の対象者	選考結果に関するお問合せ ※選考結果は郵送により通知しますが、以下のとおりお問合せを受け付けます。
1次選考	・1次申込みをした方	令和4年2月7日(月)から受け付ける予定です。
2次選考 ※1次選考後に欠員が生じた場合に実施	・1次選考で入室できなかった方 ・2次申込みをした方	令和4年2月24日(木)から受け付ける予定です。
随時選考 ※2次選考後に欠員が生じた場合に実施	・2次選考で入室できなかった方 ・随時申込みをした方	申込み時にお尋ねください。

※選考についての詳細は、3ページをご覧ください。

■ 放課後児童クラブとは

放課後児童クラブは、保護者が就労や疾病等の理由で、昼間児童の面倒を見ることができないことが常態(※)となっている小学校1年生から6年生までの児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供することにより児童の健全な育成を図ることを目的に設置された施設です。

※【常態とは】午後2時30分以降保護者が児童の面倒を見ることができない日が月曜日から土曜日のうち3日以上ある状態が1か月以上続き、施設を週3日以上利用する必要がある状態をいいます。

○ 郵送受付について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、混雑が予想される令和4年4月入室1次申込みについては、郵送による提出も受付いたします。郵送提出の際は、以下を必ずご確認ください。

【郵送受付期間】 令和3年11月12日(金)～令和3年11月30日(火) ※受付期間内の消印有効

【注意点】

- 書類到着後、1週間程度で受付確認票を送付いたします。受付確認票が届かない場合には、各区支援課へ到着確認のご連絡をいただくようお願いいたします。
- 郵便事故等による書類の未着等については責任を負いかねますので、ご了承ください。
- 日程に余裕をもってご郵送ください。また、簡易書留やレターパック等、記録が残る方法での提出をお勧めします。

【送付先】第1希望クラブを管轄している区(P10「放課後児童クラブ(公設)一覧」参照)の支援課児童福祉係
※住所等については、本案内の裏表紙をご確認ください。

目 次

	ページ
入室の対象となる児童・入室できる期間	1
開室時間と閉室日	1
指導料	2
指導料の納付	2
おやつ代	2
入室までの流れ	2～3
入室申込みに必要な書類	4
書類の提出期限	5
申込内容に変更が生じた場合	5
申込書等記入上の注意	6～9
さいたま市立放課後児童クラブ一覧	10～11
民設放課後児童クラブ一覧	11～13

○ 入室の対象となる児童・入室できる期間

入室対象となるのは、原則として以下の①～④の全てを満たす児童です。

- ① 市内に住所を有し、小学校に通う1年生から6年生までの児童であること
- ② 週3日以上施設利用が必要であること
- ③ 児童クラブへの登室や身の回りのことを一人でできること
- ④ 保護者が下表のいずれかの事由により、午後2時30分以降児童の面倒を見ることができない日が月曜日から土曜日のうち3日以上ある状態が1か月以上続くこと

※週3日以上利用のない月が2か月以上続いた場合は、事情を聴取し、状況によっては退室となります。

※学校長期休業期間（春、夏、冬休み）中は、月曜日から土曜日のうち3日以上かつ開室時間のうち3時間以上、就労等で児童の面倒を見ることができなければ、1か月未満であっても入室可能です。

※育児休業取得期間中は、原則入室の対象となりません。ただし、4月入室に限り4月30日までに育児休業から復帰することを条件に4月からの入室ができます。育児休業取得期間中の勤務証明書とともに育児休業の申立書が必要になります。詳しくは各区支援課までお問合わせください。また、入室が決定した場合は、育児休業から復帰した後に証明された勤務証明書と申込内容変更届の提出が必要です。

No.	入室事由		入室期間
1	就 労	居宅外又は居宅内で労働していること	就労している期間で、最長で年度末（3月31日）まで。 ただし、上記④を満たす就労でない場合は、求職活動と同様の入室期間となります。
2	求 職 活 動	求職活動をしていること	入室した日から2か月。 ただし、この間に上記④を満たした就労を開始し、勤務証明書を提出した場合は、期間を最長で年度末（3月31日）まで延長します。
3	就 学	就学していること	就学している期間で、最長で年度末（3月31日）まで。 ただし、上記④を満たす就学でない場合は、求職活動と同様の入室期間となります。
4	出 産	保護者が出産予定であること	出産予定日を含めた、最長3か月以内の期間。
5	病 気	疾病又は負傷している状態にあること	左記事由により、入室を必要とする期間で、最長で年度末（3月31日）まで。
	障 害	心身に障害を有していること	
	看護・介護	同居及び別居の親族を常時看護・介護していること	
6	災 害	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること	災害復旧が完了するまでの期間で、最長で年度末（3月31日）まで。

※令和5年度も入室を希望する場合は、新たに申込みが必要となります。

※入室希望者が定員を超えた場合は、ご希望に添えず入室できないことがあります。

※入室申込に必要な書類に関しては、4ページをご確認ください。

○ 開室時間と閉室日

開室時間	小学校の授業のある日	放 課 後 ～ 午後 7 時
	小学校の授業のない日（学校長期休業期間等）	午 前 8 時 ～ 午後 7 時
閉 室 日	日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）及び市長が特に認める日	

○ 指 導 料

指導料は、保護者及び同居祖父母の（以下世帯と称する）の令和3年分の所得税課税状況、令和3年度（令和2年分）の市町村民税課税状況等により決定します。下表でご確認ください。

階 層 区 分		指導料（月額）	
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0円	
B	A階層を除く 令和3年分の 所得税非課税世帯	令和3年度（令和2年分）の 市町村民税非課税世帯	0円
C		令和3年度（令和2年分）の 市町村民税課税世帯	2,000円
D	A階層を除き令和3年分の所得税課税世帯		8,000円

※各階層における市町村民税とは、住宅借入金等特別控除、寄附金税額控除（①地方公共団体、②共同募金会、③日本赤十字社、④その他市の条例で定める団体に対する寄附金）、配当控除、外国税額控除を控除する前の税額を、所得税課税額は、住宅借入金等特別控除、特定増改築等住宅借入金等特別控除、寄附金控除（①国又は地方公共団体、②共同募金会、③日本赤十字社に対する寄附金）、配当控除、外国税額控除、住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修特別税額控除、認定長期優良住宅新築等特別控除をそれぞれ控除する前の税額をいいます。

※年度の途中において、所得税の確定申告、修正申告等による更正があり、その写しを提出した場合には、指導料が変更となる場合があります。

※課税状況については、税制改正により廃止された年少扶養控除及び特定扶養控除の上乗せ分があったものとして取り扱います。

※指導料決定用資料（5ページ記載の源泉徴収票や確定申告書の写し）が期限を過ぎても未提出の場合、D階層8,000円での認定になります。

○ 指導料の納付

・指導料の納付期限（口座振替日）は各月末です。

※前払いではありません。

※月末が土曜日、日曜日、国民の祝日等の場合は、金融機関等の翌営業日が納付期限（口座振替日）となります。

・原則として口座振替をお願いしております。ただし、ゆうちょ銀行はお使いいただけません。

※前年度又は前々年度に入室していた場合、原則としてその時の口座から指導料を振替させていただきます。口座を変更したい場合は手続きが必要ですので、各区支援課までお問い合わせください。

○ おやつ代

おやつ代は、指導料とは別に、月額2,000円（実費）が保護者負担となります。

○ 入室までの流れ

■ 審査・選考について

・入室を希望される方が各放課後児童クラブの定員（年度途中においては空き人数）を超えた場合は、申込み順や抽選ではなく、入室を必要とする理由（勤務時間、勤務日数等）や世帯状況等を指数化し、その指数が高い方から入室となります。そのため、入室希望者が定員を超えた場合は、入室選考の結果、入室できないことがあります。

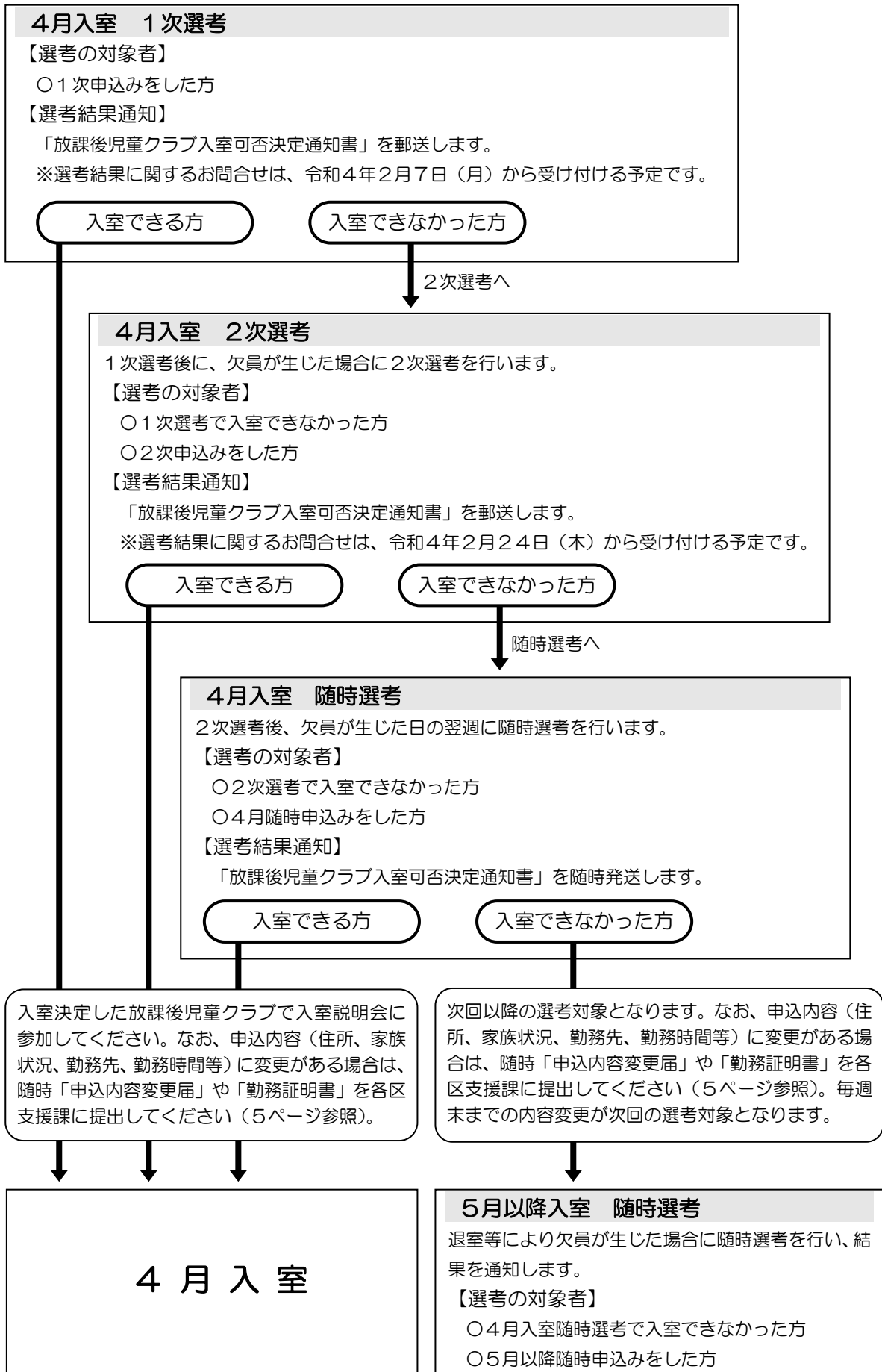
・保護者の「入室を必要とする理由を証明する書類（4ページ2①～⑥記載の書類）」が提出されない場合は、入室対象となりません。

・保護者以外の18歳以上の同居者（住民票上別世帯のもの、二世帯住宅や同一敷地内別棟の親族等を含む。以下同じ。）分の「入室を必要とする理由を証明する書類（4ページ2①～⑥記載の書類）」が提出されない場合は、**指数が下がります。**

・申込内容について、**電話等により確認する場合があります。**

・児童の発達状況などをより理解するために後日、実際に児童クラブでの生活を体験していただく場合がありますので、ご了承ください。対象となる方は支援課からご連絡します。

■ 選考から入室までの流れ



※入室できなかった方への通知は初回のみとなり、それ以降は入室が決定した場合に再度通知します。

○ 入室申込みに必要な書類

<input type="checkbox"/> 1 入室申込書（家族状況調書・児童の記録） ※入室希望児童1人毎に1枚必要となります。申込者は生計中心者をご記入ください。		
2 入室を必要とする次のいずれかの理由を証明する書類		
<input type="checkbox"/> ① 就労	勤務証明書 ※必ず、さいたま市所定の様式を使用してください。 ※変則勤務で過当たりの勤務時間・勤務日数が異なるため、勤務時間欄に記入ができない場合、直近3か月程度のシフト表を添付してください。 ※採用予定又は入室基準を満たしていない勤務証明書を提出する場合は、あわせて誓約書もご提出ください。入室後2か月以内に就労の基準を満たし、勤務証明書（勤務開始もしくは変更後に証明されたもの）を再提出する必要があります。 ※育児休業から復帰することを条件に4月入室の申込みをした場合は、4月30日までに勤務を開始し、勤務証明書を再提出する必要があります。 ※自営業の方は勤務状況がわかる書類もあわせてご提出ください。（詳細は各区支援課へお問合わせください。）	提出対象者 保護者及び18歳以上の同居者（住民票上別世帯のもの、二世帯住宅や同一敷地内別棟の親族等を含む。以下同じ。）で、入室を必要とする理由がある方全員
<input type="checkbox"/> ② 求職活動	誓約書（提出対象は保護者のみです。同居親族等は、誓約書の提出があっても、入室を必要とする証明にはなりません。）	
<input type="checkbox"/> ③ 就学	在学（入学）証明書又は合格通知書、及びカリキュラム表	
<input type="checkbox"/> ④ 出産	母子健康手帳の写し（出産予定日記載箇所）	
<input type="checkbox"/> ⑤	病気 医師の診断書（保育困難であることが明記されているもの）	
	障害 療育手帳の(A)～C又は身体・精神障害者手帳の1級～3級の写し 介護申立書及び看護・介護対象者の次のいずれかの書類 ①療育手帳の(A)～C又は身体・精神障害者手帳の1級～3級の写し ②要介護認定を受けた介護保険証の写し(要支援を含む) ③医師の診断書（保育困難又は看護・介護が必要であることが明記されているもの） ※同居親族の介護で②の提出があった場合、被介護者の入室を必要とする証明は省略可能です。	
<input type="checkbox"/> ⑥ 災害	り災証明書の写し	
3 令和3年度（令和2年分）の市区町村民税額が分かるもの		
<input type="checkbox"/> ① 令和3年1月1日現在、さいたま市に居住していた方	次のいずれかの書類 ・令和3年度市民税課税資料の閲覧の同意書 ・令和3年度市民税所得・課税(非課税)証明書(全部事項証明書) ※各区市税の窓口で発行	提出対象者 保護者及び同居の祖父母
<input type="checkbox"/> ② 令和3年1月1日現在、さいたま市に居住していなかった方	令和3年度市町村民税課税(非課税)証明書(市町村民税額・所得・控除内容が記載されているもの) ※令和3年1月1日現在居住していた市区町村で発行	
4 その他		
<input type="checkbox"/> ① 生活保護受給中の方	生活保護受給証明書 ※各区福祉課で発行	提出対象者 保護者及び同居の祖父母
<input type="checkbox"/> ② 中国残留邦人等の支援給付を受給中の方	支援給付受給証明書 ※各区福祉課で発行	
<input type="checkbox"/> ③ 離婚・未婚・死亡による配偶者の不在	戸籍謄本、児童扶養手当証書又は認定通知書の写し、ひとり親家庭医療費受給資格者証の写し 等	
<input type="checkbox"/> ④ 離婚・未婚・死亡以外の理由による配偶者の不在	各区支援課へお問合わせください。	
5 令和3年分の所得税額が分かるもの ※申込み時期により提出期限が異なります（5ページ参照）。		
<input type="checkbox"/> ① 勤務先から源泉徴収票が発行される方や年金受給者の方で、確定申告する必要がない方	令和3年分源泉徴収票（写し） ※年末調整済のもの	提出対象者 保護者及び同居の祖父母 ※原則二世帯住宅同居祖父母分も必要です。
<input type="checkbox"/> ② 自営業者や複数の勤務先がある方、年金受給者などで、確定申告をする方	令和3年分の所得税の確定申告書の控え（写し）	
<input type="checkbox"/> ③ 源泉徴収票がなく、所得が低いなどの理由で所得税の確定申告ができない方	令和4年度市県民税の申告が必要となります。各区支援課にご相談ください。	

※上記以外の書類を請求させていただく場合がありますので、ご了承ください。
 ※各証明書類は、提出期限から3か月以内に発行されたものの提出を原則とします。ただし4月入室1次及び2次申込みについては、令和3年10月1日以降に発行されたものを有効とします。
 ※申込書類等の記載事項に虚偽があった場合は、申込みが無効になります。
 ※申込内容に変更があった場合は、速やかに「申込内容変更届」や「勤務証明書」を各区支援課に提出してください。（5ページ参照）

○ 書類の提出期限

申込時期	提出期限（4ページの書類）		
	1～4	5①（令和3年分源泉徴収票の写し） （提出先：各区支援課のみ）	5②・③（令和3年分所得税確定申告書控え等の写し） （提出先：各区支援課のみ）
4月入室 1次申込み	令和3年11月30日（火）【★】 ※受付時の不足書類や、受付後に変更があった場合の書類は 令和4年1月12日（水） までに各区支援課までご提出ください。	令和4年2月14日（月）	令和4年3月16日（水）
4月入室 2次申込み	令和4年2月14日（月）		
4月入室 随時申込み	2次選考後、欠員が生じた場合に選考を随時行いますので、早めにご提出ください。 ※4月1日入室を希望する場合は、令和4年3月18日（金）までに提出してください。		
5月以降入室 随時申込み	入室希望日の1か月前～入室希望日の属する週の前々週の最終開庁日まで		

提出期限までに**各区支援課**へご提出ください。4月入室1次申込みの初回提出【★】に限り、第一希望の放課後児童クラブでもご提出が可能です。

○ 申込内容に変更が生じた場合

申込み後又は入室後、以下の変更が生じた場合は、次の書類を必ず提出してください。

提出先は、原則として各区支援課になります。

※1次選考は令和4年1月12日（水）までに提出された書類により、2次選考は令和4年2月14日（月）までに提出された書類により選考を行います。

	変更の内容	必要書類
1	希望する放課後児童クラブを変更・追加する場合	申込内容変更届
2	勤務先・勤務時間・勤務日等、勤務証明書の内容に変更があった場合	申込内容変更届 勤務証明書
3	求職中の方が勤務を開始した場合又は仕事の内定した場合	申込内容変更届 勤務証明書
4	採用予定（内定）や育児休業取得中の方が、勤務を開始した場合	申込内容変更届 勤務証明書
5	仕事を辞めて求職活動をする場合	申込内容変更届 誓約書
6	住所の変更があった場合	申込内容変更届
7	家族構成に変更があった場合 （婚姻・離婚・同居・別居・出産・死亡）	申込内容変更届 他 ※変更内容により必要書類が異なる場合がありますので、各区支援課へお問合わせください。
8	税額（所得税・市町村民税）に変更があった場合	源泉徴収票（写し）、確定申告書の控え（写し）、市町村民税所得証明書のうち、いずれか変更になった内容が反映されているもの
9	入室申込み後、入室の意思がなくなった場合	取下書 ※入室決定した方は、入室日以降の取下はできません。
10	入室を必要とする理由に変更があった場合	申込内容変更届 変更理由に応じた書類（4ページ参照）
11	退室する場合	退室届 ※登室していなくても、退室日までの指導料がかかります。 ※届出日より前の日付での退室はできません。
12	その他	※各区支援課へお問合わせください。

※変更内容により必要書類が異なる場合があります。詳しくは各区支援課へお問合わせください。